

登録電気工事業者登録簿謄本の交付又は閲覧の請求

1 登録電気工事業者の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

登録電気工事業者については、どなたであっても登録簿の謄本の交付を求めたり、登録簿の閲覧を求めたりすることができます。

建設業許可を得ている電気工事業者については、この請求をすることはできませんが、鳥取県では、登録内容の証明の交付を求めることができます。詳細は担当者にお尋ねください。

2 手続きに必要な書類

書類	部数
登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第14）	1

3 手数料（鳥取県収入証紙により、納入してください。）

登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき650円
登録簿の閲覧	1件につき440円

4 請求の方法

請求に必要な書類を、次の請求先に郵送し、又は持参してください。

なお、閲覧を希望される方は、当庁の開庁時間内に当課へ直接お越しください。

鳥取県危機管理局消防防災課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話 0857-26-7063

※ 鳥 取 県 証 紙 貼 付 欄
(消 印 は し な い こ と)
謄本の交付：(1枚当たり) 650円 謄本の閲覧：(1件あたり)440円

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

登録電気工事業者登録簿謄本 交付(閲覧)請求書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住所 〒

請求者

氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付（閲覧）を次のとおり申請します。

1 謄本交付（閲覧）を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

2 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額

請求の区分	内訳	手数料額
謄本交付の枚数	枚×650円	円
閲覧の回数	回×440円	円
計		円

※謄本は、1事業者あたり1枚で計算してください。

3 謄本交付（閲覧）を請求する理由

※記入の必要はありません。

-
- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと

※ 鳥 取 県 証 紙 貼 付 欄 (消 印 は し な い こ と) 謄本の交付：(1枚当たり) 650円 謄本の閲覧：(1件あたり) 440円

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

登録電気工事業者登録簿謄本 交付(閲覧)請求書

平成29年12月1日

鳥 取 県 知 事 様

謄本の交付を求める場合、こちらに記載の住所に郵送します。

請求者

住所 〒680-8170
鳥取市早町一丁目271番地
氏名 阿災 花子

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付(閲覧)を次のとおり申請します。

- 1 謄本交付(閲覧)を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

平成28年4月1日 第34052号
平成29年3月3日 第34186号

保安電業有限公司
電気危機株式会社

謄本の交付又は閲覧を求める事業者名を必ず記載してください。

- 2 謄本交付の枚数(閲覧の回数)及び手数料の額

請求の区分	内訳	手数料額
謄本交付の枚数	2枚×650円	1,300 円
閲覧の回数	回×440円	円
	計	1,300 円

- 3 謄本交付(閲覧)を請求する理由

※記入の必要はありません。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと